

< 記載例 >

※林地台帳、森林の土地の所有者届出書、固定資産課税台帳のいずれかにより、届出者に土地所有権または造林権限があることがわかる場合に提出してください。

土地の登記事項証明書の代替について

令和 年 月 日

常陸太田市長 殿

住所 常陸太田市〇〇町 1-2-3

氏名 森林 太郎

※該当する下記の番号を○で囲んでください。

いずれかに○をつけてください。

森林所有者その他権限に基づき立木の使用又は収益をする者

- 1 森林法施行規則第9条第3項第4号に掲げる書類は、林地台帳のとおりです。
- 2 森林法施行規則第9条第3項第4号に掲げる書類は、
 年 月 日付け森林の土地の所有者届出書のとおりです。
- 3 森林法施行規則第9条第3項第4号に掲げる書類は、固定資産課税台帳のとおりです。市が固定資産課税台帳の確認をすることに同意します。

※森林法施行規則

（伐採及び伐採後の造林の届出）

第九条 法第十条の八第一項の届出書は、伐採を開始する日前九十日から三十日までの間に提出しなければならない。

3 第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

四 届出の対象となる森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）